

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会  
ワーキンググループの設置について（案）

産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会の下に以下のワーキンググループを設置する。

また、既存の設計認定基準ワーキンググループでの審議事項として、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）における設計指針及び設計認定に係る調査・審議を追加する。

## ○新規ワーキンググループの設置

### <脱炭素化再生資源利用ワーキンググループ>

#### 1. 設置趣旨

資源の有効な利用の促進に関する法律における脱炭素化再生資源の利用に関する調査・審議を行う。

#### 2. 主な審議内容

- (1) 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定について
- (2) 指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る判断基準の策定等について
- (3) その他

### <指定再資源化製品ワーキンググループ>

#### 1. 設置趣旨

資源の有効な利用の促進に関する法律における指定再資源化製品に関する調査・審議を行う。

#### 2. 主な審議内容

- (1) 指定再資源化製品の指定について

(2) 指定再資源化製品に係る判断基準の策定及び自主回収・再資源化事業計画の認定基準等について

(3) その他

## <CEコマースワーキンググループ>

### 1. 設置趣旨

資源の有効な利用の促進に関する法律におけるCEコマースに関する調査・審議を行う。

### 2. 主な審議内容

(1) CEコマース事業者に係る判断基準等について

(2) CEコマースビジネス拡大に向けた施策等について

(3) その他

## ○既存ワーキンググループへの審議事項の追加

### <設計認定基準ワーキンググループ>

#### 1. 審議事項

プラスチック資源循環促進法におけるプラスチック使用製品の設計認定に係る基準等に関する調査・審議に加え、資源の有効な利用の促進に関する法律における設計指針及び設計認定に係る調査・審議を行う。